

徳島県告示第二百五十九号

文化財の保護に関する条例（昭和三十二年徳島県条例第二十三号）第四十条の三第六項の規定により、次に掲げる徳島県選定保存技術の選定は解除された。

令和七年五月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

種別	名称	保持者氏名	生年月日	住所
選定保存技術	建造物木工	中山 利夫	昭和十年九月十三日	三好市山城町上名 四一